

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	公立学校職員の給与に関する条例	公 布 日	昭和30年3月17日
条 例 番 号	昭和30年三重県条例第10号	直 近 改 正 日	平成23年12月27日
所管部局課	教育委員会事務局福利・給与課	電 話 番 号	059-224-2950
条例の概要	地方公務員法第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条、市町村立学校職員給与負担法第3条、へき地教育振興法第5条の2及び第5条の3、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第5条並びに農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律第3条の規定に基づき、公立学校職員の給料その他の給与に関する事項を定めるものである。	条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方公務員の給与その他の勤務条件については、住民自治の原則に基づき県民の代表である議会の議決による住民の同意が必要であり、現在でも妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	住民自治の原則に基づき、条例を制定する必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例、規則その他の規定について、この条例の対象となるものであり、行われていないものはない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	概要に記載の法律等の規定に基づき、条例での規定が必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	概要に記載の法律等の規定に基づき、公立学校職員の給与に関する事項を定めたものであり、法令、憲法に抵触していない。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	概要に記載の法律等の規定に基づき、条例での規定が定められており、整合が図られている。
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	公立学校職員の給与は、人事委員会の給与勧告を踏まえ、職責と責任に応ずるもの、民間企業や他の公務員との均衡を図るものとしており、県民の理解が得られる適正なものである。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	概要に記載の法律等の規定に基づき、条例で定めており、規定を廃止することで給与及び手当の一部が支給できなくなるおそれがある。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	公立学校職員の給与は、県人事委員会の給与勧告を踏まえ、職務の種類に応じた給料表と手当で構成しており、簡潔で効率的である。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考えられる。	今後も、県民の理解を得られる適正なものとなるよう、国庫負担金制度や人事委員会の給与勧告を踏まえて適宜見直しを実施する。	無	無